



受命裁判官認印 

受命裁判官認印 

第 1 1 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示 平成 2 8 年 (ワ) 第 1 7 0 8 号
 期 日 平成 3 0 年 8 月 9 日 午 後 4 時 3 0 分
 場 所 等 神 戸 地 方 裁 判 所 第 5 民 事 部 準 備 手 続 室
 (電話会議の方法による)

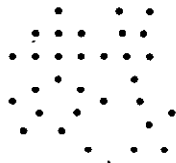
受 命 裁 判 官 富 田 一 彦
 受 命 裁 判 官 立 仙 早 矢
 裁 判 所 書 記 官 兼 子 里 美
 出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 消 費 者 ネット 代 表 者 兼 個 人 原 告 ら 代
 理 人 鈴 木 尉 久
 原 告 ら 代 理 人 富 本 和 路
 原 告 ら 代 理 人 浦 本 真 希
 原 告 ら 代 理 人 木 村 裕 介
 原 告 ら 代 理 人 大 橋 慧
 被 告 代 理 人 松 尾 栄 蔵
 (0 3 - 6 4 3 8 - 5 7 7 7)
 被 告 代 理 人 星 野 公 紀
 (0 3 - 6 4 3 8 - 5 7 7 7)

指 定 期 日

当 事 者 の 陳 述 等

当 事 者 間 に 次 の と お り 和 解 成 立

第 1 当 事 者 の 表 示



神戸市中央区下山手通5丁目7番11号兵庫県母子会館2階

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

同代表者理事兼下記10名訴訟代理人弁護士 鈴木尉久

兵庫県姫路市三左衛門堀東の町3-2

原告 山崎省吾

兵庫県宝塚市青葉台1-15-8

原告 大森節子

神戸市西区伊川谷町有瀬165-105

原告 金山順子

兵庫県西宮市上甲東園2-13-17

原告 亀井尚也

兵庫県宝塚市寿町1-9

原告 酒井富美子

神戸市垂水区小束山2丁目7-17

原告 戸田理子

神戸市須磨区中落合4-1-459-202

原告 福澤彰子

兵庫県川辺郡猪名川町松尾台2丁目1番地2A-712

原告 松井修一

神戸市中央区多聞通2-1-12三江会館6階

原告 茂木昌子

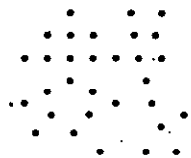
神戸市垂水区西舞子7丁目16番4-108

原告 吉江直記

上記11名訴訟代理人弁護士 富本和路

同 浦本真希

同 木村裕介



同	大橋慧
奈良市高畑町1200番地の9	
被告	株式会社ベルカディア
同代表者代表取締役	辰野勇
同訴訟代理人弁護士	松尾栄蔵
同	大村健
同	星野公紀

第2 請求の表示

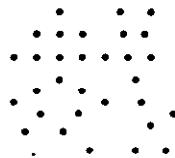
請求の趣旨及び原因は、訴状、訴えの変更申立書及び訴えの追加的変更申立書のとおりであるから、これらを引用する。

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 兼 子 里





和解条項

- 1 被告は、原告特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットに対し、今後、被告の主催するイベントへの参加を申し込んだ消費者に対し、イベント参加に関して同意書への同意又は署名を求める場合において、下記のことを確約する。
 - (1) 別紙目録1ないし4記載の同意書文言の使用はしないこと。
 - (2) 今後は、別紙「同意書」記載の同意書文言を使用すること。
- 2 原告特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットは、被告に対し、本件訴訟の結果を、自らが開設し運営管理するホームページにおいて公表する場合には、別紙「ホームページでの公表に当たっての前書き」を使用することを確約する。
- 3 原告らはその余の請求を放棄する。
- 4 原告らと被告とは、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

目 録

1 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

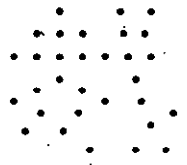
但し、募集型企画旅行契約の場合には、私は、標準旅行業約款に基づき貴社の定める国内（または海外）募集型企画旅行条件書に規定される特別補償に関する請求権を放棄するものではありません。

2 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。

3 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社に対する商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任の追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

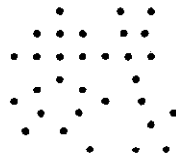
但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。



4 私は、M. O. C. のイベントは自然の中での活動であり、予測不能な危険を伴うこと、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社は商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任を負わないこと、またその意味で自己責任となることを十分理解かつ認識し、ここに同意します。

但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。

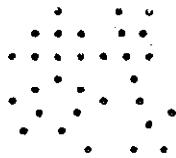
以上



(別紙「同意書」)

私は、M. O. C. のイベントは自然の中の活動であり、予測不能な危険を伴うこと、私自身の生命・身体・財産を守るための危機管理は自己責任をもって行わなければならないことを十分理解かつ認識し、ここに同意します。ただし、私は、貴社が負う法的責任を免除するものではなく、私の法的権利を何ら放棄するものではありません。

以上



別紙

【ホームページでの公表にあたっての前書き】

株式会社ベルカディアに対する差止請求訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）において、同社は、当ネットに対し、別紙目録1ないし4記載の文言の使用を止め、今後は、本件訴訟における和解交渉の中で裁判所が提案した別紙記載の同意書文言を使用することを約束しました。

また、同社は、①消費者から同意書への署名の要否について問い合わせがあったときは同意書への署名は任意のものであることを告知すること、及び、②仮に消費者が同意書への署名を拒んでもそのことをもって同社が主催するイベントに参加させない等の一切の不利益な取扱いを行わないことを、明言しました。

そこで、当ネットは、同社との間で、別紙和解条項記載のとおり、和解することになりました。

以上



これは正本である。

平成30年8月14日

神戸地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 兼 子 里 美

